うららかな春の一日を過ごしました

（4月3日、草山での親子スケッチ大会で）

広報 あいお

'88
5・1
No. 293
発行
秋穂町役場

活力と魅力ある町づくりのために

63年度予算　総額34億7,317万円

三月二十四日の定例町議会で、新年度の一般会計予算と五つの特別会計予算が原案どおり可決されました。ここで、その概要をお知らせします。

限られた財源を重点的・効果的に配分

我が国の社会や経済は、人口の高齢化・価値感の多様化・国際化が進展するなど、大きく変わろうとしています。

このような中で、地方行政は、地域の特性を生かした魅力ある町づくりを目指し、積極的にその役割を果たすことが必要です。

秋穂町では、町民福祉の充実・産業の発展・教育の振興を柱に「明るく豊かで健やかに伸びゆく町」の建設を目指して、さまざまな施策を進めています。

六十三年度の予算も、限られた財源を重点的・効果的に配分し、活力ある、また魅力ある町づくりを目指して編成しました。

予算の構成

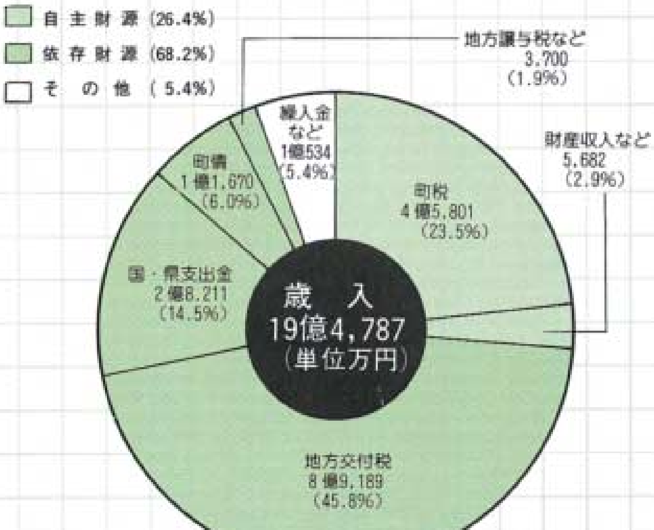

用語メモ

■**財産収入**　町が所有する財産を貸し付けたり、売り払いしたことによって生じる現金収入のことです。ただし、公の施設（公民館など）の使用料はこれに含まれません。

■**国・県支出金**　特定の事務・事業を実施するとき、その費用を国や県が一定の割合で負担（補助）します。この負担（補助）金のことを、国の場合は国庫支出金、県の場合を県支出金といいます。

■**町債**　町の借金のことです。災害復旧事業や学校建設など、臨時に多額の経費を必要とする場合に、工事費の一部として借り入れるものです。

☆　☆

●**教育費**　ゆとりある充実した学校教育を推進し、学校・家庭・社会の一体となった地域づくりや教育環境の整備に使われます。また、社会教育・スポーツ・学術文化の振興などにも使われます。

●**総務費**　いろいろな仕事をするために必要な予算を編成したり、町税の賦課徴収や交通安全対策、町の振興などのために使われます。

一般会計

今年度の一般会計の予算額は十九億四千七百八十七万円で、昨年に比べて九・一㌫の増加で、公共事業への投資を重視した予算となりました。

■歳入

歳入の主なものは、地方交付税八億九千百八十九万円で、歳入の四五・八㌫を占めています。そのほか、町税四億五千八百一万円、国・県支出金二億八千二百十一万円が大きな比率を占めています。

■歳出

歳出の主なものには、農林水産業費の十九・七㌫をはじめ、総務費・衛生費・民生費・教育費などが大きな比率を占めています。

主な事業としては、新規事業の漁港関連事業、コミュニティセンターの建設、また引き続き実施する草山の開発、農業基盤整備事業などが予算計上されています。

町税の内訳

町民税	2億5,178	55.0
固定資産税	1億5,375	33.5
軽自動車税	1,176	2.5
たばこ消費税	2,332	5.0
電気税	1,730	3.8
土別土地保有税	10	0.2
計	4億5,801万円	100%

特別会計

国民健康保険特別会計と老人保険医療特別会計は、人口の高齢化が進むなか医療費も相当伸びることが見込まれ、予算総額は昨年と比べて、国保で八・八㌫、老人保険で七・四㌫の増加となっています。

国民宿舎特別会計については、昨年度、建物の増改築工事が完了しましたので、予額額は昨年と比べ、一五・五㌫の減少となっています。今年度は、庭園・大広間の改修などを行うよう、予算を編成しています。

交通災害共済事業特別会計については、交通事故も年々増える傾向にある現在、相互扶助であるこの制度により多くのかたがたに加入していただき、交通安全の呼びかけと事故の防止に努めるべく、予算を編成しています。

農業集落排水事業特別会計は、今年度から新たに設けられた特別会計です。この事業は、生活雑排水などによる農業用排水の水質汚濁を防止して、農作物の生育障害や悪臭の発生などをなくし、農業生産環境と農村生活環境を守っていこうと、行われるものです。当町では、集落下流の黒潟開作に家庭排水を自然流下させている中野集落と下村集落の一部を対象に、優先的に生活排水施設の整備を行います。

今年度は、この基本設計費・実施計費などの予算を編成しています。

一般会計

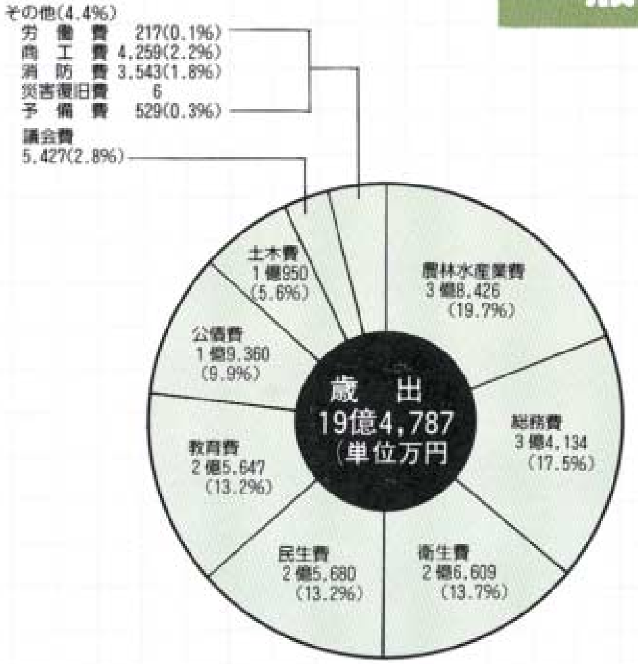

○特別会計○

国民健康保険	4億7,831万円
老人保険医療	7億6,805万円
国民宿舎	2億4,585万円
交通災害共済事業	775万円
農業集落排水事業	2,534万円
	15億2,530万円

●農林水産業費　近代的な農業の育成、農業基盤の整備、近代的な漁業の促進、漁港の整備など、農業・漁業の振興のために使われます。

●民生費　社会福祉・老人福祉・児童福祉の充実など、福祉の向上のために使われます。

●衛生費　健康を守り、住みよい環境をつくるため、予防接種・健康診査・救急医療病院などの確保や、清掃事業などの環境整備のために使われます。

●公債費　町債の元利償還及び一時借入金の利息の支払いに充てられます。

●土木費　道路の新設・改良、港湾や河川の整備など、住みよい町の建設のために使われます。

●議会費　議会活動のために使われます。

●消防費　火災や災害の防除、火災や災害の発生した場合の被害の軽減のための活動、また救急業務など、生命・財産を守るために使われます。

●商工費　商店や中小企業の振興及び観光開発のために使われます。

●労働費　中小企業勤労者などの福祉増進のために使われます。

産業振興

農業の基盤整備や漁港の整備、商工会への助成などにより、豊かな町づくりを推進します。

■農業

農業の基盤整備を図るため、農地の再編及び生産向上を目的として、宍戸開作の圃場整備事業を引き続き実施します。

また、農道整備についても、引き続き行う黒潟北地区に併せ、新たに浜内地区も整備する予定です。

そのほか、新規事業としての外屋下池改修や、引き続き実施する各種制度資金の利子補給、各種作物の試験展示圃の設置、農業集団化、水田農業確立対策などの経費を見込んでいます。

■水産業

水産業の基盤である漁港の整備を引き続き実施します。

また、アサリ・車海老の種苗の放流、ヒラメの中間育成など、採る漁業から栽培漁業への転換を図るための経費を見込んでいます。

そのほか、大海地区の魚礁設置や祇園町地区の公園建設も実施します。

■商工業

商工業の振興と基盤強化のために、町内の商工業の指導機関である商工会への助成や制度資金の利子補給、保証料補給を行います。

■観光

草山の整備開発を引き続き推進するとともに、道路網についても県道などの整備を推進するための費用を見込んでいます。

教育文化

学校教育面では、中学校の建物関係は六十二年度で一応終了しましたが、引き続き周辺の教育環境を整備していきます。また、社会教育や保健体育面では、各種学級や行事の開催により、健やか町づくりに努めます。

■学校教育

中学校の建物関係は、六十二年度のプールの建設で一応完了しましたが、教育環境の整備ということで引き続き周辺の整備をしていきます。

また、例年どおり義務教材の整備に伴う経費のほか、パソコンを教材として活用するための購入経費や、情操教育のためのグランドピアノの購入経費も見込んでいます。

このほか、大海小学校のプールの改修も行います。

■社会教育

町民の文化や教養を高めるため、また地域の連帯意識を高めるために、各種学級・教室を開催します。

■保健体育

体育の振興を通じて、町民の体力の向上と健康の増進を図るために、町民体育大会や球技大会などの各種スポーツ行事を行います。また体育団体の育成や体育指導員の養成も引き続き行います。

そのほか、町民武道場の有意義な活用を図るために、改修工事を行います。

町民1人当たりに使われるお金

民生費

28,310円

衛生費

29,335円

総務費

37,629円

農林水産業費

42,361円

環境

私たちの生活環境をより住みよいものにするために、次のような事業を行います。

■環境整備

町民の憩いの場にと開発を進めている草山の整備を引き続き行います。また、漁港環境整備事業の関連で、祇園町地区に公園を建設します。

それから、身のまわりの環境整備のために、従来より行っている生活排水路の整備に加え、農業集落排水事業を特別会計とし、これに取り組みます。し尿やごみを処理する経費や、環境衛生連合会への助成なども、昨年並の経費を見込んでいます。

■交通対策

交通安全や産業発展の基盤となる道路網の整備は、引き続き実施する交通安全施設整備事業や、新規に漁港関連道路建設に係る経費を計上しています。そのほか、県道防府佐山線・秋穂大橋建設に伴う県道大海秋穂二島線の改良に係る経費も見込んでいます。

■消防

初期消火の徹底を図るため、婦人防火クラブへ助成を行うほか、自衛消防団に対しても引き続き助成を行います。

救急車の要請などの救急業務についても、従来どおり防府市に委託します。

福祉 健康

お年寄りや子どもが安心して暮らせる社会環境を保つため、各種の事業を行います。

■福祉

本格的な高齢化社会を迎え、六十三年度もお年寄りの皆さんに生きがいのある健全な生活を送っていただくために、各種行事・スポーツ大会などを開催し、家庭訪問員・家庭奉仕員の派遣などの事業を行います。

また、心身に障害を持つかたの自立更正と社会参加を図るため、引き続き福祉作業所・福祉タクシー制度、民間活動団体への助成やボランティア基金への出資を行います。健康面での、福祉医療に係る経費も計上しています。

児童福祉の関係では、幼児の健全な育成を図るため、保育に関する経費や児童手当などに係る経費を計上しています。また、母親クラブや私立保育所に対しての助成も引き続き行います。

そのほか、子どもからお年寄りまで町民の皆さんが気軽に集まれるような「コミュニティーセンター」を、旧農高分校を整備して建設する予定です。

■健康

町民の皆さんの健康保持や成人病予防のために従来どおり一般健康診査・がん検診などを行います。

また、乳幼児や児童などへのための健康診査・予防接種も引き続き実施します。

それから、休日医療対策も、昨年度と同様に実施します。

その他	議会費	土木費	公債費	教育費
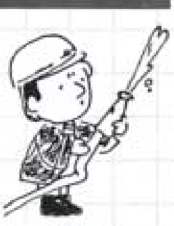	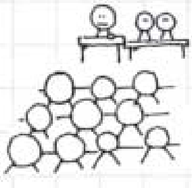		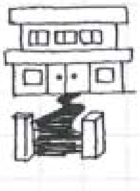	
9,430円	5,983円	12,071円	21,343円	28,274円

THE 公民館

よく飛ぶ竹とんぼ　楽しいぶんぶんゴマ　じょうぶな竹馬　が出来ました

竹細工の伝承教室

秋穂町伝承グループの皆さんの指導により、三月二十九日(火)、中央公民館で、竹細工の伝承教室を実施しました。

午前中は竹とんぼとぶんぶんゴマを作り、昼食をとったあと、午後からは竹馬づくりをしました。

子どもたちは、さっそく出来上がったぶんぶんゴマや竹とんぼで遊んだり、竹馬を持って外に飛び出したり、自分の作品で大いに楽しみました。

会長旗争奪ソフトボール大会

今年度幕あけの会長旗争奪ソフトボール大会が、四月十日(日)秋穂中学校グランドで行われ、十五チームが二部にわかれて熱戦を展開しました。成績は次のとおりです。

Ⅰ部　青江クラブ

Ⅱ部　東洋ヒューム管

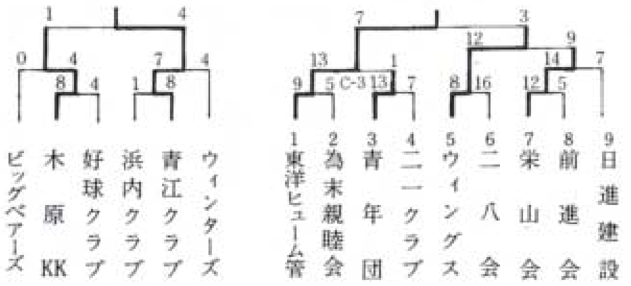

ふるさとの遺産
歴史民俗資料館だより（4）

稲・麦などの穂から穀粒を取り離すのが脱穀です。現在では、刈り取りから脱穀までを同時に行うコンバインがあります。今回は、脱穀から精米までの道具を資料館にあるものの中から紹介します。

脱穀用具としては、竹の管に稲穂をはさんでしごくものが最初(資料館にはない)が、元禄年間（一六八八～一七〇四）ころには千歯が発明され、ずっと能率があがるようになりました。大正年間になると、足踏脱穀機が山口県で発明され、更に能率がよくなり、千歯にかわって全国に普及していきました。

脱穀した籾は、天日でほして、殻を除き玄米にするのですが、この道具を籾すり機といい、これには臼が使われました。臼も初期には木製のひき臼(資料館にはない)が用いられ、長い間使用されました。また、土臼を用いたすり臼が出来て能率はあがるようになりましたが、砕米が多く出るという欠点もありました。

籾と玄米の選別用具としては、手箕で上にはね上げ、風の力でゴミを取ることが一般に行われていましたが、元禄年間ころ中国から伝わったと言われる唐箕(写真)や千石通しが使用されだして便利になりました。

唐箕は羽根を回して風をおこし、風力で籾殻と玄米を分別するものですが、扱い方にははじめなかなかの技術が必要でした。

精米には、ダイガラという足踏みの石臼が使われ、これを千石どおしにかけて、白米・ぬか・小米に分けてそれぞれ使いました。

唐箕

情報

スポーツ

町民体育大会

町民スポーツ総参加運動の一環として、スポーツに親しみ、体力つくりを目指すための、昭和六十三年度体力つくり町民体育大会を、五月八日(日)に秋穂中学校グラウンドで開催します。多くの町民のかたがたに参加していただけるよう、楽しみながら体力つくりが出来る種目も準備しています。

地区民こぞってご参加いただき、競技に応援にと楽しく過ごしていただきたいと思います。

会長杯争奪バレーボール大会

会長杯争奪バレーボール大会を次の要領で開催します。

日時 五月十五日(日) 午前八時三十分から
会場 秋穂中学校体育館
種目 一般男子・女子の部、いずれも九人制
競技方法 トーナメント方式
出場資格 秋穂町バレーボール協会登録チームであること

体育指導委員さんが変わりました

三月三十一日付けで、長年町体育指導委員として活躍された次のかたがたが退任されました。長い間本当にありがとうございました。今後とも、ますますご活躍くださいますとともに、ご指導もいただきたいと思います。

また、四月一日付けで、新委員さんも決まりました。よろしくお願いいたします。

長い間ご苦労さまでした

旧委員

竹繁三佐夫さん

福井哲也さん

よろしくお願いします

新委員

松崎保彦さん

椙山治夫さん

お知らせ

公民館職員の配置替え

昨年九月から、公民館職員が歴史民俗資料館内の教育委員会事務局に配置されていましたが、四月から中央公民館に配置替えしました。

したがって、公民館(社会教育)関係の問い合わせなどは、中央公民館(☎五三二一・二一三二有線四九八一)へお願いします。

これからの幼児教育を考える ⑧

心ふれあいの地域社会

去る三月、山口中央母親クラブの集まりに、山口市教育委員会からの依頼で講演に行ったときのことです。早めに会場に入ると、乳幼児を一人二人連れられたお母さんたちが、お互いにひざの上に赤ちゃんを乗せたまま、手さげ袋の中から手づくりの人形や編み物を出して作り方などを話し合っておられるのを見かけました。また、子どもを連れていないお母さんがいると、「今日○○ちゃんは?」「主人がもりをしてくれているの」と、こんな暖かい会話も聞こえてきました。それから、帰りに図書室を見ると、一人のお母さんが十人ばかりの子どもたちを集め、いろんなお話をしてあげていました。

私は、県内の家庭学級や幼稚園・保育園の会などにいろいろ参加させていただいていますが、なかでもこのグループの皆さんは、なごやかで「心」を感じさせてくれるかたがたでした。

こんななごやかな雰囲気は、すばらしい家族の思いやりから生まれます。この家族の思いやりが他人をも思いやり、地域のふれあいの場で、心を開いてお互いに悲しみも悩み事も話し合うことが出来るのでしょう。「小物つくり」も、ここから生まれたのではないでしょうか。

家庭の中でも地域のふれあいの場の中でも、自分の気にいらないことがあると、分別もなくわめきたてたり、相手のことを思いやる心を持たない反面自分の言動には責任を感じないといった「自己をふり返らない大人」の心を持ったかたがいます。これはたいへん悲しいことです。

子どもは、家庭の雰囲気を肌で感じとっていきます。つまり、親の生活そのままを受けとって成長していくのだといえます。

「豊かな人間性の芽を育てよう」と、口で叫ぶだけではなく、人として大切な〝謙虚な態度〟が身につくよう、両親自身が努めていくことが大事なのではないでしょうか。

秋穂町立東幼稚園 高木芳子

家庭教育通信
可能性を信じて
No.144

悩まないで人権擁護委員へ

人権は、人間が平和に生きていく上で最も大切な権利です。お互いに人権を守って、明るい社会をつくることが、私たちの願いです。

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。そして、この日は「人権擁護委員の日」として定められました。

私たちの町には、町長が推薦し法務大臣が委嘱した次のお二人の人権擁護委員がいます。

宮原勝恵さん（中条）
㈲四四五七　(局)二五三七

春樋一民さん（本町）
㈲三二六六　(局)二六三七

相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

標語・ポスターを募集

海難防止運動強調のポスター及び標語

テーマ「無理な運航の防止」

応募要領 ▼ポスター　B4サイズとし、裏面に住所・氏名・職業・電話番号を明記 ▼標語　官製はがき一枚につき二作品以内を記入し、住所・氏名・職業・電話番号を明記

応募先・詳細 ㈳日本海難防止協会企画部 ☎〇三（五〇二）二二三一　東京都港区虎の門一―一四―一郵政互助会琴平ビル

応募期限　五月十日

表彰　ポスター・標語とも、海上保安庁長官賞一席・十万円（一点）など

消費者意識高揚の標語

資格　山口県内在住者

応募期限　五月十四日

応募要領　標語（三十字以内）・住所・氏名・年齢・電話番号を官製はがきに記入して応募

応募先・詳細　山口県消費生活センター　☎〇八三九㉔〇九九九　〒七五三　山口市葵二丁目六―二

行政の相談ごとはこちらへ

総務庁では、毎年五月を「さわやか行政サービス推進月間」、また五月十五日から二十一日までを「春の行政相談月間」として、行政サービスなどに関する皆さんの苦情・要望・意見を広くお聞きしています。

役所の仕事について意見などをお持ちのかたは、**山口行政監察事務所**（山口市中河原六―十六 ☎〇八三九㉒一一〇三）又は行政相談員の**山内正一**さん（☎二〇四九・有線二七九八）にお気軽にお申し出ください。

町職員の異動

町役場では、次のとおり職員の人事異動を行いました。

（ ）は旧任

■異動 **▼総務課** ▽総務課長　中村信義（保健衛生課長）▽総務課長補佐　平田晶俊（財政係長）▽財政係　吉岡秀夫（山口県総務部地方課）▽財政係　徳重晴美（税務課固定資産評価係）▽山口県総務部地方課（派遣）勝富昭浩（庶務係）▽庶務係　赤瀬富士子（大海支所）**▼産業課** ▽商工観光係長　堀川栄二（商工観光係）▽耕地係長　福島敏夫（耕地係）▽耕地係　上村浩司（教育委員会社会教育課社会教育係）**▼施設課** ▽業務係長　原田康宏（業務係）▽管理係　田辺いつ子（総務課財政係）**▼保健衛生課** ▽課長　小松敏夫（総務課長補佐）**▼出納室** ▽上村泰子（施設課管理係）**▼大海支所** ▽竹重静子（中央公民館）**▼教育委員会** ▽中央公民館　道中幸子（出納室）▽社会教育課社会教育係長　福江哲（産業課商工観光係長）

■採用 **▼総務課** ▽庶務係　原田昌巳 **▼税務課** ▽固定資産評価係　時乗鈴代

――――以上四月一日付

■退職　岡廣勘二（総務課長）

――――以上三月三十一日付

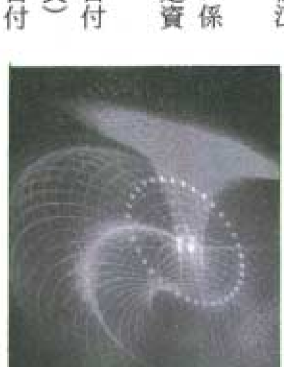

新しい光と映像～夢空間・光のファンタジー

会場　山口県立山口博物館

期間　4月28日～5月22日
（月曜日休館）

入館料　大人　600円
高・大学生　300円
小・中学生　200円

お元気ですか
保健婦です

「笑い」と「ぼけ」

　四月ともなれば桜の花が咲き、五月には若葉が茂ります。何をサインに、何を感じて花開くのでしょうか。人間にはわからない感覚が実際に存在するということを、私たちは素直に認めなくてはなりません。

　とにかく、豊かにたくさんの表現のしかたを心得て、しかも〝声〟という音をたてて笑うのは、やはり人間だけかもしれません。だから笑うということは、非常に高度な精神活動だと言っていいのです。ですから、笑っていれば『ぼけ』が遠のくことは確かなのです。

　〝よく笑う、笑いこける人はぼけにくい〟。これは、感動や感激がその人の心の中にあふれているからなのでしょう。

「ぼけ」よけ

　笑う動物は人間だけです。「馬も笑う」と言う人もいますが、「あれは〝笑ったような顔〟をしているだけだ」と言う人もいます。結局は、馬のことは馬に聞いてみないとわからないのですが、馬にしてみれば「ウマく表現出来ない」といったところでしょうか(?)。

　私たち人間は、ともすれば自分の感覚を通じて他を見てしまいがちです。自分にわからないものは「無い」と判断しがちですが、これは人間のごう慢さではないでしょうか。

箸がころんでも

　だれもがかつては〝箸がころんでも二つ折れになって笑った〟時があったはずです。今は、〝何がおかしい〟と笑わなくなっているのではありませんか。

　「なんとなく理屈を超えて笑う」「何かを連想して、次々と自ら頭の中にものを想い、自分でおかしさを創っていく」〝若さ〟とは、実はこれなのです。

　だから皆さんも今晩から、食卓から箸がころんだら、ケラケラと横になって笑ってみてください。

笑える人間に

　人はいつでも、『笑える人間』になっていたいものです。

　人間は、おなかが痛くては笑えません。第一に何より〝健康〟であることが大切です。また、人間は、腹が立っては笑えません。いつも「機嫌がよい」ということが大事です。どんな時でも、なんとなくウキウキ気分でいれることが好ましいのです。

　何かがおもしろいと感じるのは、ものに興味があるからです。「なんじゃろう？」「なんで？」「まあ！」などとちょっとしたことに心を寄せることが大事なのです。

　あなた自身で、自分が無関心・無感動になっていると感じた時は〝危い〟とみてください。毎日、テレビの横でオコゼのような顔をして座っていませんか。無口・口べたでもかまいません。いつも「カラカラ」と笑っていましょう。

本当の笑い

　高笑い・しのび笑い・泣き笑い・馬鹿笑いと、笑いのパターンはさまざまです。どんな笑いでもいいと思いますが、その中でも、人を笑わせることの出来る笑いは素晴らしいものです。自分が笑うだけでなく、相手の心をくすぐり和やかにする術を心得ている人はぼけません。しかし、単にドツキ・悪どいギャグだけで人を笑わせるのはだめです。

　古典落語の〝目黒のサンマ〟のように、「毎日タイのような高級なお魚を食べているお殿様はお気の毒だ。このサンマのうまさがわからないなんて」と、貧乏は貧乏なりに胸を張り、己の存在を高らかに誇る姿には、思わず拍手して泣き笑ってしまいます。実はこういったことが〝おかしみ〟で、本当の笑いといえるのでしょう。

　本当の意味の『笑い』を心得た人は、絶対にぼけないのです。

　今月の広報に、昭和六十三年度の予防接種・健康診査の行事予定を掲載しましたので、ご家族の健康づくりのためにご利用ください。

5月は赤十字運動月間

　日本赤十字社は、社員をもって構成される特殊法人で、赤十字の行う各種事業の資金は、赤十字社員が納める「社費」によって賄われています。

　日本赤十字社では、全国一斉に毎年五月を中心に「赤十字社員増強運動」を展開し、赤十字事業の基盤を確立しようとしています。

　国の内外にわたる人道的事業を円滑に実施するため、町民のすべてのかたがたが赤十字をご理解のうえ、赤十字社員に加入していただくよう、ご協力をお願いします。

昭和63年度　秋穂町健康づくり行事予定表

お問い合わせは保健衛生課☎2121有線2332へ

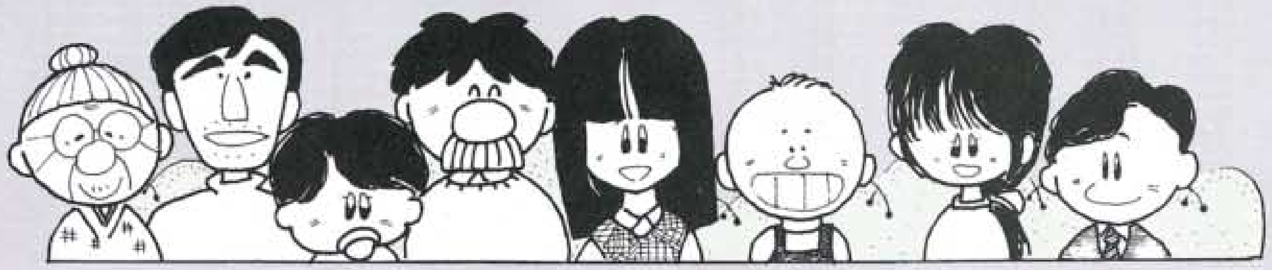

●予防接種●

種類	実施日 大海分館	実施日 中央公民館	実施日 大海小	実施日 秋穂小	実施日 秋穂中	対象者	接種方法	当日の入浴
ツベルクリン	5/24	5/25	4/12	4/13	4/18	大海分館と中央公民館では3ヵ月～4歳児	ツベルクリン反応を48時間後判定し、陰性(－)のみBCGを1回受ける	×
BCG	5/26	5/27	4/14	4/15	4/20	（ツベルクリンと同じ）	（ツベルクリンと同じ）	（ツベルクリンと同じ）
ポリオ	4/26・10/27	4/27・10/28				3ヵ月～1歳6ヵ月児	6週間以上の間隔で2回経口投与	○
麻疹(はしか)	9/27・11/29	9/28・11/30				1歳6ヵ月～3歳児	1回皮下接種	×
三種混合（ジフテリア 百日ぜき 破傷風）	4/26・5/24 6/27・9/27 10/27・11/29	4/27・5/25 6/28・9/28 10/28・11/30				2歳～4歳児	【Ⅰ期】4～6週間の間隔で3回 【Ⅱ期】Ⅰ期完了後1年から1年半の間に1回	×
ジフテリア			6/29	6/30		小学6年生	1回皮下接種	×
風疹					9/14	中学2年女生徒	1回皮下接種	×
日本脳炎	5/30・6/13	5/31・6/14	5/18	5/20	6/21	3歳～15歳	【初回】1～2週間の間隔で2回 【追加】1回	×
インフルエンザ	10/13・11/10	10/14・11/11	11/16・10/20	11/22・10/25	11/18・10/21	園児 児童 生徒	1週間～4週間の間隔で2回	×

・大海分館
・中央公民館　受付時間

13:30～14:00（三種混合　BCG　日本脳炎　インフルエンザ）

14:00～14:30（ポリオ　ツベルクリン反応　麻疹）

●健康診査・がん検診●

種類	実施日	対象者	実施内容
1歳6ヵ月児・3歳児健康診査	4/19・7/19・10/18・1/24	■1歳6ヵ月児 満1歳6ヵ月～1歳9ヵ月児 ■3歳児 満3歳～3歳3ヵ月児	①受付 1:20～2:00　②身体計測　③尿検査(3歳児のみ)　④内科検診　⑤歯科検診　⑥事後指導
基本健康診査	7/18～7/30（前期） 9/19～9/30（前期未受診者）	40歳以上の住民	■受診場所　有富医院・三河内医院・吉武医院・小野医院 ■診査項目　身体計測、血圧測定、検尿、内科診察、心電図、血液検査（GOT、GDT、貧血、血糖、総コレステロール）
胸部レントゲン(肺がん)検診	7月11日～7月15日	■胸部レントゲン(肺がん)検診……15歳以上 ■喀たん検査……40歳以上	●喀たん検査の対象者 ・40歳以上の血たんや咳、胸痛が続いている人 ・50歳以上の人で、タバコ係数（1日に吸う本数×吸った年数）が600を超える人
胃がん検診	9月3日・5日～9月10日	40歳以上の住民	バリウムを飲んで胃の×線間接撮影
子宮がん検診	9月5・7・10日	30歳以上の住民	子宮の入り口から細胞をとって診断わずかな時間で済みます
乳がん検診	9月3・5・7・10日	30歳以上の住民	専門医による視触診

町議会議員一般選挙

投票日は6月19日
選挙の説明会5月11日

町選挙管理委員会は、任期満了(七月十一日)に伴う秋穂町議会議員一般選挙を、六月十九日(日)に行うことに決定しました。

主な日程は、次のとおりです。

説明会

立候補の手続きや選挙運動などに関する説明会を、次の日時に開催します。

立候補予定者並びに総括主宰予定者は、ぜひご出席ください。

日時　五月十一日(水)　午後一時三十分
場所　中央公民館二階会議室

主な選挙日程

■六月十四日(火)■
▼選挙期日の告示　▼立候補(推薦)届出受付・立候補辞退届出期限　▼不在者投票の開始　▼選挙運動用ポスター掲示場へ掲示開始　▼選挙立会人届出受理開始　▼公営施設使用の個人演説会開催申し出開始

■六月十五日(水)■
▼郵便による不在者投票用紙・封筒の交付請求期限

■六月十六日(木)■
▼選挙立会人届出期限　▼公営施設使用の個人演説会の開始

■六月十七日(金)■
▼補充立候補(推薦)届け出・補充立候補辞退届出期限　▼投票記載所の氏名等の掲示掲載順序のくじ　▼選挙立会人のくじ

■六月十八日(土)■
▼不在者投票期限

■六月十九日(日)■
▼**投票日**　(投票時間　午前七時から午後六時まで)
▼**選挙会**　(開票事務を合わせ行う)
場所　町役場議事堂
開始時刻　午後七時三十分から

■六月二十日(月)■
▼当選の告知　▼当選証書の付与

■六月二十五日(土)■
▼請負等をやめた旨の届出期限

■七月四日(月)■
▼選挙の効力に関する異議申出期限　▼選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限(二回以後は、収支の日から七日以内)

選挙人名簿に登録される人

選挙人名簿に登録されるためには、次の要件をすべて備えていることが必要です。

①登録基準日(六月十三日)現在、秋穂町に住所を有すること。
②選挙の期日(六月十九日)現在で、年齢が満二十歳(昭和四十三年六月二十日までの出生)以上の日本国民であること。
③秋穂町の住民票が作成された日(転入した人は、三月十三日までに転入の届け出をした人)から登録基準日まで、引き続き三カ月以上秋穂町の住民基本台帳に記録されている人。

被選挙権を有する人

秋穂町議会議員の選挙権を有する人で、年齢満二十五歳(昭和三十八年六月二十日以前に出生)以上の人。

国保だより

保険税とは 1

勤務先の保険に入っている人や、生活保護を受けている人以外の人は、すべて国民健康保険に入り、保険税を納めるように定められています。

保険税は国や県からの補助金と合わせ、保険事業を行うための欠かすことの出来ない財源です。だから、保険税を未納のままにしておくと、他の加入者との公平を欠くばかりでなく、加入者みずからが事業の健全な運営を妨げてしまうことになるのです。

保険税は、忘れずに必ず納めましょう。

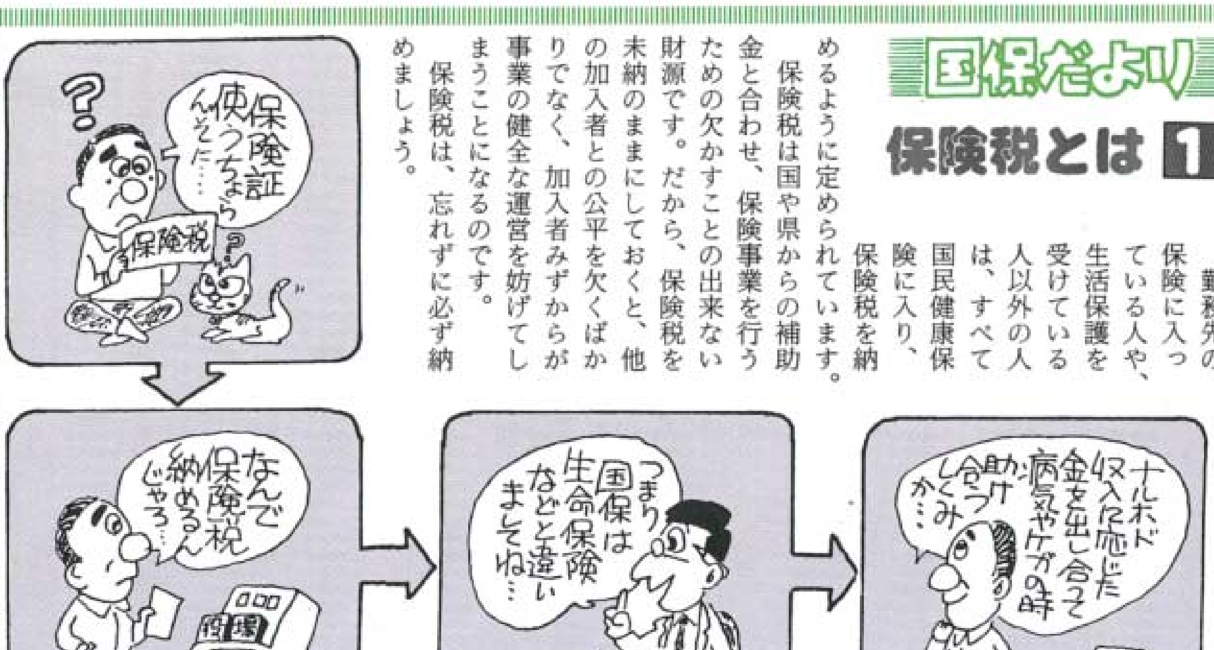

選挙運動

選挙運動には、決められたルールがあります。候補者・選挙運動関係者はもとより、有権者もこのルールを守って、明るいきれいな選挙をしましょう。

選挙運動期間

選挙運動が出来る期間は、立候補の届け出をした日（六月十四日）から投票日の前日までです。

してはいけない選挙運動

①事前運動　選挙運動は、選挙運動期間中しか出来ません。したがって、立候補届出前のすべての選挙運動は禁止されています。

②戸別訪問　各戸を訪問して、投票の依頼をすることは出来ません。ただし、路上や電車の中などで偶然出会った場合や、電話で投票を依頼することは出来ます。

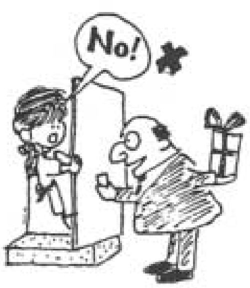

③飲食物の提供　飲食物を陣中見舞などと言って、選挙事務所などに差し入れすることなど、飲食物の提供は一切禁止されています。ただし、湯茶やお茶受け程度の菓子、又は選挙事務所で選挙運動員及び労務者に対して、一定の範囲で支給する弁当は除かれます。

④署名運動　投票をしてもらうとか、投票をさせないなどの目的で有権者に対して署名運動をすることは出来ません。

⑤人気投票の公表　当選人を予想する人気投票の経過や結果を公表することは出来ません。

⑥気勢を張る行為　自動車を連ねたり、隊ごを組んで往来するなどの気勢を張る行為をすることは出来ません。

⑦連呼行為　個人演説会場や街頭演説の場所、又は選挙運動のために使用が認められている自動車などの上で行う場合を除き、短時間に同じ言葉を繰り返してしゃべることは出来ません。

⑧他の演説会　演説会は、候補者が行う個人演説会のほかは開催することは出来ません。

ルールを守って、きれいな選挙にしましょう。

美しい町づくりにご協力ください

【ルールを守って美しい町に】

青江ごみ処理場の利用者のみなさんへ

ごみを青江ごみ処理場に搬入される場合は、投棄許可証が必要です。（少量の家庭ごみは現場でも受け付けます）

許可証は、保健衛生課又は大海支所で発行しますので、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。

なお、現場では、管理室の前で一旦停止し、管理人の指示に従ってごみを投棄してください。

■青江ごみ処理場の開門時間

午前八時三十分から午後五時まで（土・日曜日も開門しています）

※町外のごみは、搬入出来ません。

浄化槽は清掃・管理を忘れずに

し尿浄化槽を設置している人は、年一回以上、浄化槽の清掃をしなくてはなりません。

また、基準に適合した放流水となっているかどうか、年一回指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。

管理不良の浄化槽は、本来の働きをせず、汚水・悪臭水が流れ出ることになります。

設置者は、他人の迷惑にならないよう、責任を持って清掃・管理を行ってください。

し尿くみ取り料金が五月一日より改定

五月一日より、し尿くみ取り料金が一荷（三十六ℓ）当たり三百八十円になります。

なお、料金は一荷単位で、端数は切り上げて計算されます。

連休のごみ収集

五月三日(火)から五日(木)までの連休には、ごみの収集はいたしません。六日(金)に町内全域のごみを収集しますので、連休中にはごみを出さないでください。

犯罪捜査にご協力ください

小郡警察署

警察では、捜査活動に対する県民の皆さんのより一層のご理解とご協力を求めています。

昨年山口県内では、殺人や強盗といった刑法犯罪が一万五千二百七十二件発生し、これは県民百人当たり約一件の割合で被害に遭われたことになります。また、小郡警察署管内での刑法犯罪は三百九十二件発生し、これは住民百六十人当たりに約一件の割り合いとなっています。なかでも、暴力団組長らによる多額恐喝事件、山口・福岡・大分の三県下約二百件に及ぶ窃盗（忍び込み）事件など悪質な事件を皆さんのご協力により検挙することが出来ました。

平穏な県民生活を維持していくのは、警察の責任ですが、これも皆さんのご理解とご協力に支えられて全うできるのです。

皆さんは、それぞれの地域やその周辺の安全について、更に関心を高めていただくとともに、特に次の点についてご協力をお願いします。

直ちに一一〇番通報を

一一〇番通報があると、警察官が直ちに急行しますが、事件によっては犯人逮捕のための広範囲な緊急配備が実施されます。つまり、一分でも二分でも早い一一〇番が犯人検挙のカギとなるのです。

事件発生を知った場合は一刻も早く一一〇番をお願いします。

被害に遭ったときは必ず届け出を

もし、皆さんが不幸にして何らかの犯罪の被害に遭われても、被害の届け出をしていただかないと、警察では事件が発生していることさえわからず、捜査することも出来ないことがあります。

被害が少ないから、面倒だから、仕返しが怖いから…などの理由で被害の届け出をしない人がいましたら、それはかえって犯人を増長させ、第二、第三の被害者を作ることにもなりかねません。どうか勇気をもってぜひ届け出をしてください。

知っていることは積極的に通報を

犯罪は密室の中で行われているわけではなく、また犯人は人目に全く触れずに生活しているわけでもありません。犯罪者の周囲には、多くの皆さんの目と耳があり、犯行現場や犯罪者の姿をとらえていることが多いものです。

警察ではどんなささいな情報であっても、犯罪に関して聞いたりしたことについて、皆さんからの積極的な通報をお待ちしています。

聞き込みにご協力を

最近は、他人のことには関わりたくないといった風潮が強く、近くに住んでいても顔や名前が全くわからないという人もあり、聞き込みが難しくなってきています。

警察では、ご協力いただいたかたにご迷惑をかけたりすることのないよう十分配慮していますので、捜査員の聞き込みに、どうか積極的にご協力をお願いします。

小型船舶をお持ちのかたへ

船舶検査は、もうお済みでしょうか。

船舶検査は、小型船舶を利用するかたがたの安全を確保するため、船体・機関・設備などの状態を定期的に確認する制度です。

すでに受検したことのあるかたは、船舶検査手帳に記載された次回検査時期をもう一度確かめ、検査時期までに受検の手続をしてください。

新たに船を購入されたかたなど、これまで受検したことのないかたは、受検の手続きについて、**日本小型船舶検査機構下関支部☎**〇八三二（六七）七四〇一へお問い合わせください。

〒だより

郵便貯金で「花と緑の博覧会」へ

郵便局では、昭和六十五年四月から九月の間に、大阪市鶴見緑地で開催される予定の「国際花と緑の博覧会」を見学する費用づくりを目的とした、旅行貯金を取り扱っています。

取扱期間　昭和六十三年二月二十五日から昭和六十四年九月十日まで

取扱商品　定額郵便貯金・一年積立貯金・二年積立貯金

積立額は、お客様のご計画にあわせてご自由に設定出来ます。（毎月の積立額・ボーナス時の積立額など）

詳しいことは、お近くの郵便局へお尋ねください。

母の日のお祝いに郵便のご利用を

五月の第二日曜日（五月八日）は、「母の日」です。

この日、お母さんへ感謝の気持ちを手紙に託して送ってみてはいかがでしょうか。

また、お母さんへのプレゼントは、配達日が指定出来、速さと便利さの増した郵便小包を、ぜひご利用ください。

郵便局では、母の日のお祝い用として、「カーネーション小包」をお勧めしています。

心のこもった贈り物は、必ずお母さんに気持ちが通じることと思います。

ご存じですか「法の支配」

山口地方家庭裁判所

5月1日から7日は憲法週間

五月三日の憲法記念日を中心とする一週間は、憲法週間です。週間中、裁判所では講演会などの各種行事を行っています。

この機会に、憲法と「法の支配」の関係について考えてみませんか。

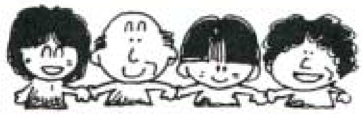

五月三日は、憲法記念日です。この日は、日本国憲法が昭和二十二年五月三日に施行されたことを記念して、国の成長を期するために定められた記念日です。

裁判所では、毎年、五月一日から七日までの一週間を憲法週間とし、法務省や日本弁護士連合会の協力を得て、講演会などの各種行事を行っています。

そこでこの機会に、日本国憲法が重要な原理として採用している法の支配と裁判所の働きについて説明します。

法は自由と平等を保障

民主主義は、本質的には個人を人間として尊重し、個人の自由と平等を保障することを目標としていますが、日本国憲法も基本的人権を広く保障しています。ただし、個人の自由も他人の自由と矛盾せず、共存出来る範囲で認められるものです。

法は、このような自由の共存を図るうえで重要な役目を持っています。すなわち、民主主義のもとでの個人の自由は、法によって最大限の保障をされてはいますが、反面、公共の福祉などの要請により、その限界が定められているのです。

ところで、民主主義国家での法の役目は、個人の自由を単に隣人の侵害から保護するばかりでなく、万一、国家権力が不当に行使された場合には、この侵害から国民の権利や自由を保護する役目も持っているのです。

このような法のもとでこそ、すべての国民が安心して平和な生活を営むことが出来るわけです。

裁判所は「憲法の番人」

裁判所は、「憲法の番人」として法の支配の維持について最終的な責任を負っています。国民の間に法律に関する争いが生じたり、国民の人権に対して不法な侵害があった場合には、裁判所は、憲法や法律に従った公平な裁判を通じて国民の権利を守り、国民のための正義を実現します。

裁判所が日本国憲法の中で違憲立法審査権という重要な権限を与えられ、その役割が高く評価されているのも、このような理由によるからです。

日本国憲法が施行されて以来、裁判所は法の支配を維持する重要な役割を果してきましたが、法の支配を支えるうえで最も大切なことは、国民の皆さん一人ひとりが自ら法を守るという姿勢なのです。

法の支配の意義と裁判所の役割をよく理解していただき、名実ともに一層法の支配の行き届いた国にしていきましょう。

家内労働条件の向上を

5/21～5/31は家内労働旬間

労働省では、五月二十一日から三十一日までの期間を『家内労働旬間』に定め、「家内労働による災害の防止と最低工賃の履行確保」を目標に掲げて次の強調事項を呼びかけています。

①家内労働を行うときは、必ず委託者から家内労働手帳の交付を受けて、きちんと記入してもらいましょう。

②作業による災害を防止しましょう。

③危険有害作業に従事している家内労働者のかたがたは、特殊健康診断を受け、労災保険に特別加入しましょう。

④「インチキ内職」には気をつけましょう。

なお、現在最低工賃が決定されている委託業務は次の四つです。

▼山口県婦人服仕立業最低工賃
▼山口県電気機械器具製造業最低工賃
▼山口県和服裁縫業最低工賃
▼山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造最低工賃

問い合わせ先　山口労働基準監督署　☎〇八三九（二二）一二三八又は山口労働基準局賃金課　☎〇八三九（二二）一一四四

統計調査にご協力ください

卸売業・小売業を営む皆さんへ

6月1日現在で、昭和63年度の商業統計調査が行われます。

5月下旬から6月上旬にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

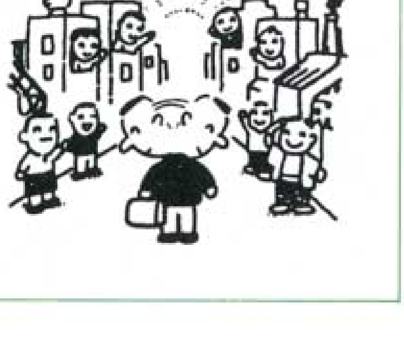

ちの主役

中津江　山下敏彦さん

長女　知美(ともみ)ちゃん　昭和61年9月28日生

ちょっと恥ずかしがり屋の知美には、とにかく健康で素直な子に育ってほしいと願っています。

（お母さんのみよ子さん）

5月は「消費者月間」
5月30日は「消費者の日」

国では、五月三十日を「消費者の日」、また五月を「消費者月間」に定め、「賢い消費者」づくりに向け、いろいろな施策を進めています。

後を絶たない悪質商法から、自分の財産を守るため、次のようなことを心がけましょう。

①勇気を出して断る

「あまりのしつこさに根負けした」「つい断り切れず」などという後悔の言葉をよく耳にします。相手は名うての悪徳業者。「いらない」「契約しない」と、勇気をもって断わりましょう。

②見知らぬ人は玄関に入れない

セールスマンの中には〝玄関に入ればほぼ目的は達成した〟とうそぶくものがいます。見知らぬ人が訪ねてきたときは、ドア・チェーンなどをつけたまま応対し、身分や要件を確かめるまで不用意にドアを開けたり、玄関に入れないようにしましょう。

③むやみにサインをしない

サインをしたり、印鑑を押すという行為は、契約に合意したということです。「ちょっと名前を借りるだけ」の一言で、契約書も読まずにサインをしたら、後で何百万円もの請求がきたという事例もあります。むやみにサインをせず、書類には十分に目を通し、納得してからサインをしてください。

④他人に預金通帳や印鑑を渡さない

「わたしが代わりに銀行に行ってあげます」などと親切ごかしの言葉にだまされ、通帳と印鑑を渡し預金を全部とられてしまった――こんな悲劇に遭わないためにも、不用意に預金通帳や印鑑を他人に渡さないようにしましょう。

また、預金高や財産の話をむやみにしないことも大切です。

⑤あまりしつこいときは警察へ

いくら断っても長時間ねばり続けるようだったら、警察へ連絡しましょう。

また、少しでもおかしな話だなと思ったら警察に相談してみてください。

栄養改善推進協議会の　おすすめの味

若葉の薫る好季節。冷たく冷やしたチーズケーキはいかがでしょう。

思いのほか簡単に出来ますので、ぜひ一度挑戦してみてください。

レア・チーズケーキ

■材料（18cmケーキ型）

クリームチーズ	200g
生クリーム	100cc
卵黄	1個分
水	150cc
砂糖	60g
片栗粉	小さじ1
水	60cc
ゼラチン	15g
レモン汁	½個分
卵白	1個分
砂糖	30g

■作り方

①常温にもどして柔かくなったクリームチーズをボールに入れて、クリーム状に練る。これに生クリームを加えてさらに練る。
②ゼラチンは、水（60cc）に振り入れてふやかす。
③鍋に卵黄・水・砂糖・片栗粉を合わせて湯せんにかけ、少しとろみがついたら②のゼラチンを加えて溶かす。
（ゼラチンは、十分溶けるまで湯せんする）
④①へ③を加えて混ぜ合わせ、レモン汁を加える。
⑤卵白に砂糖を加えて泡立て、④の荒熱がとれたら混ぜ合わせる。
⑥ケーキ型又はプリン型に薄く油を塗り、⑤を流し入れて、冷蔵庫で冷やし固める。
※④では、熱があるうちに①と混ぜ合わせると、クリームチーズがきれいに溶けます。

フォト・まちかど　まちかど・フォト

草山にたくさんの人が▶

4月2・3日と9・10日、草山が開放され、多くの人が、新しく整備された展望公園や桜の広場に訪れました。

なかでも、日曜日の3日と10日は、絶好の小春日和で、スケッチを楽しむ人や自分の桜の様子を見る人、お弁当を広げてワイワイやる人など、大いに賑いました。

◀それぞれに新しい春

春は入学・入園・進級などと、子どもたちが新しいスタートラインに立つ季節です。

秋穂町内でも、4月4日の各保育園・保育所の入園式を皮切りに、児童館の入館式、小中学校の入学式、幼稚園の入園式が行われ、子どもたちはそれぞれの新しい春に、期待と希望を胸いっぱいふくらませていました。

にぎやかでした 社協ふれあい祭り▶

4月17日㈰、社協ふれあい祭りが老人福祉センター前広場で開催されました。

この祭りは、ボランティア連絡協議会の企画・運営によって、手づくりで行われました。

カラオケあり、民踊あり、バザーありと、盛りだくさんの内容に大賑わいの一日でした。

ご参加ください ――『親子でひらく地引き網の祭典』

日時　6月5日㈰　午前10時から（雨天決行）
場所　中道海水浴場（赤瀬）
内容　▶海岸清掃　▶地引き網　▶猿まわし（講演と実演）
主催　吉南青年会議所

対象　小学生とその保護者
参加費　1人100円
申込先　中央公民館又は大海分館
申込期限　5月20日
詳細　下村・山内知昭　☎2048

山口県警察官を募集

受付期間　5月2日～6月6日
受験資格　大学(短大を除く)を卒業したかたで、昭和35年10月2日から41年4月1日までに生まれた男子
試験日程　▶第一次　6月19日(発表7月5日)　▶第二次　8月上旬(発表9月上旬)
試験場所　山口県警察学校
採用予定人員　10人程度
採用予定月日　63年10月1日
詳細　小郡警察署　☎08397(2)2111又は秋穂派出所　☎2341・大海駐在所　☎2231へ

5月の保健行事

保健相談

期日・場所　▶7日(土)　中央公民館健康相談室
▶17日(火)　大海分館
時間　午前9時30分～11時30分
対象　希望者

フッ素塗布

期日　10日(火)
時間・場所　▶午前9時45分～　東幼稚園　▶午前10時30分～　大海分館　▶午後1時～　老人福祉センター1階会議室
対象　2歳以上の未就学児

三種混合予防接種

期日・場所　▶24日(火)　大海分館　▶25日(水)　中央公民館健康相談室
時間　午後1時30分～2時
対象　満2歳から4歳までの子どもさん

ツベルクリン反応検査

期日・場所　▶24日(火)　大海分館　▶25日(水)　中央公民館健康相談室
時間　午後2時～2時30分
対象　満3ヵ月から4歳までの子どもさん

BCG接種

期日・場所　▶26日(木)　大海分館　▶27日(金)　中央公民館健康相談室
時間　午後1時30分～2時
対象　満3ヵ月から4歳までの子どもさん

日本脳炎予防接種

期日・場所　▶30日(月)　大海分館　▶31日(火)　中央公民館健康相談室
時間　午後1時30分～2時
対象　保育園児及び3歳以上の未就学児

鯉のぼりは電線に気をつけて

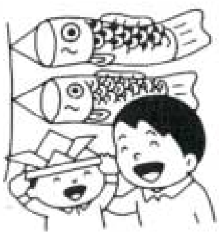

　さわやかな初夏の風に泳ぐ鯉のぼりも、電線の近くでは思うように泳げないばかりか、思わぬ事故を起こしかねません。もし、鯉のぼりが電線にひっかかった場合は、すぐ中国電力にご連絡ください。
連絡先　中国電力(株)秋穂出張所　☎2341

土曜夜間当番医　(午後7時～午後10時)

月日	内科系		外科系	
5/7	田村内科	☎嘉川 083989 4749	相川医院	☎四辻 083986 2177
14	共立病院	☎阿知須 083665 2200	共立病院	☎阿知須 083665 2200
21	浜本小児科	☎小郡 08397 ③0616	林病院	☎小郡 08397 ②0411
28	三河内医院	☎秋穂 2711	三隅外科	☎小郡 08397 ②1003

※突発事項のため当番医を変更することがあります。
吉南医師会

休日当番医　(午前9時～午後6時)

月日	内科Ⅰ		内科Ⅱ		外科	
5/1	岡村医院	☎小郡 08397 ③2053	徳田医院	☎嘉川 083989 2512	小川整形	☎小郡 08397 ②2887
3	河端内科	☎小郡 08397 ②3820	同仁病院	☎阿知須 083665 2130	三隅外科	☎小郡 08397 ②1003
4	柳沢医院	☎小郡 08397 ③3121	同仁病院	☎阿知須 083665 2130	同仁病院	☎阿知須 083665 2130
5	岩崎クリニック	☎小郡 08397 ③0637	小野医院	☎秋穂 2353	小林外科	☎小郡 08397 ③1515
8	岡医院	☎小郡 08397 ③4477	新井医院	☎阿知須 083665 2048	吉武医院	☎秋穂 2330
15	池田医院	☎小郡 08397 ②1002	三河内医院	☎秋穂 2711	林病院	☎小郡 08397 ②0411
22	浜本小児科	☎小郡 08397 ③0616	日吉台内科	☎小郡 08397 ③2030	共立病院	☎阿知須 083665 2200
29	林病院	☎小郡 08397 ②0411	共立病院	☎阿知須 083665 2200	嘉村外村	☎小郡 08397 ②2513

お知らせ

町税の納期

今月は、固定資産税の第１期分の納付月です。５月31日までに納めましょう。

自動車税の納期

自動車税の納付期限は５月31日です。まもなく納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関又は県税事務所で納めてください。

補聴器の修理日

本庁町民相談室　▶13日（金）午後２時～３時　▶20日（金）午前11時～12時

大海支所　▶13日（金）　午後３時～４時

相談はこれまでどおり無料ですが、修理費については一部負担していただく場合があります。ただし、身障者手帳のないかたは、実費となります。

心配ごと相談日

今月の『心配ごと相談』を、次のとおり行います。

期日・場所　▶10日（火）　大海分館　▶20日（金）　老人福祉センター

時間　午前10時～午後３時

国税専門官を募集

国税庁では、次のとおり税務職員を募集します。

受験資格　昭和36年４月２日から昭和42年４月１日までに生まれたかた

受付期間　５月13日～20日

申込先　〒730　広島市中区上八丁堀６－30　広島国税局人事第二課

第１次試験　７月９日・10日（教養試験・専門試験）

詳細　山口税務署　☎0839（22）1340

精神薄弱者の巡回相談

18歳以上の知恵おくれのあるかたを対象に、巡回相談会が次のとおり開かれます。

日時　６月14日（火）　午前10時～午後３時

場所　中央公民館

内容　療育手帳相談、施設入所相談、保健相談など

持参するもの　療育手帳・身体障害者手帳・障害基礎年金証書など

申込期限　５月25日

申込先　町役場町民課　☎2121　有線2321又は中部福祉事務所　☎0839（22）2237

心身障害児の療育相談

山口保健所では、昭和63年度の心身障害児総合療育相談会を次の要領で開催します。

期日　▶６月９日　▶８月11日　▶10月13日　▶12月８日　▶64年２月９日

時間　午後１時～４時30分

会場　山口市葵２丁目５－69　山口保健所

相談担当者　小児科医・精神科医・ことばの教室教諭・理学療養士・心理判定員・保健婦など

詳細　町役場町民課　☎2121有線2321

町の人口

（４月１日現在）

（３月中の異動の内訳）

人口	9071人	＋10	増加分		減少分	
男	4339人	＋３	出生	４人	死亡	６人
女	4732人	＋７	転入	57人	転出	45人
世帯数	2499	＋７	計	61人	計	51人

ご冥福を祈ります（敬称略）

地区	氏名	年齢	逝去の日
花香北	武田注連一	78	３月10日
大河内南	若村マスコ	88	同　11日
黒潟南	田村　定人	88	同　19日
東天田	横瀬　代喜	87	同　22日
東本町	中田　スヱ	89	同　26日
西天田	原田　ソメ	86	４月８日

（３月11日～４月10日届出）

表紙は、四月三日に草山公園の開放に合わせて行われた「親子スケッチ大会」の様子です。この日は好天に恵まれ、絵画教室の福海先生の指導で、一日スケッチを楽しみました。

出来上がった作品は、中央公民館に掲示しています。

中央公民館に掲示中の作品

広報『あいお』はあなたの意見をお待ちしています。

随想、自慢料理、暮らしの知恵、写真などをこの紙面を通じて町民の皆さんへ披露してください。

また、ユニークなグループ、活躍しているグループなどはありませんか。

お気軽に企画室（電話二一二一・内線52　有線二三二一）までご連絡ください。

5月のカレンダー

日	曜日	六曜	行事
1	日	赤口	
2	月	先勝	
3	火	友引	・憲法記念日
4	水	先負	・国民の休日
5	木	仏滅	・子どもの日
6	金	大安	
7	土	赤口	・保健相談(公) 9:30~11:30
8	日	先勝	・町民体育大会(中)
9	月	友引	
10	火	先負	・フッ素塗布 ・心配ごと相談(老) 10:00~15:00
11	水	仏滅	
12	木	大安	
13	金	赤口	・補聴器の修理日 (役) 14:00~15:00 (分) 15:00~16:00
14	土	先勝	
15	日	友引	・会長杯争奪バレーボール大会(中)
16	月	仏滅	
17	火	大安	・保健相談(公) 9:30~11:30
18	水	赤口	
19	木	先勝	
20	金	友引	・補聴器の修理日 (役) 11:00~12:00 ・心配ごと相談 (老) 10:00~15:00
21	土	先負	
22	日	仏滅	
23	月	大安	
24	火	赤口	・三種混合予防接種 (分) 13:30~14:00 ・ツベルクリン反応検査(分) 14:00~14:30
25	水	先勝	三種混合予防接種 (公) 13:30~14:00 ツベルクリン反応検査(公) 14:00~14:30
26	木	友引	・BCG接種(分) 13:30~14:00
27	金	先負	・BCG接種(公) 13:30~14:00
28	土	仏滅	
29	日	大安	
30	月	赤口	・日本脳炎予防接種(分) 13:30~14:00
31	火	先勝	・日本脳炎予防接種(公) 13:30~14:00 ・町税の納期

(役)……町役場(☎2121)
(支)……町役場大海支所(☎2053)
(公)……中央公民館(☎5321・2132)
(分)……公民館大海分館(☎2053)
(民)……歴史民俗資料館(☎2131)
(老)……老人福祉センター(☎2549)
(中)……秋穂中(☎2114)
(秋)……秋穂小(☎2250)
(大)……大海小(☎2253)

※公民館学級・教室については、現在日程を調整中です。

編集||||秋穂町役場企画室(〒754-11 山口県吉敷郡秋穂町東6,289番地 ☎083984-2121) 印刷||||大村印刷